

一般社団法人日本筋ジストロフィー協会 診療所運営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本筋ジストロフィー協会（以下、協会）の定款第48条に基づき、診療所運営委員会（以下「委員会」）を設置するにあたり、構成、運営等に関し必要な事項を定める。

(所掌)

第2条 委員会は、次の事項を審議し、協会に報告するものとする。

- (1) 診療所の運営について
- (2) その他

(組織)

第3条 委員は、理事長がこれを選任する。

2 委員の数は、数名とし、以下の構成とする。

- (1) 医師を含む医療の専門家
- (2) 患者
- (3) その他、外部有識者

3 委員会は互選により委員長を指名し、委員長は委員会の業務を総括する。

4 委員長代理の任命は委員長が行い、委員長代理は委員長を補佐して業務を掌握し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員会の開催及び議事)

第4条 委員会は、定例会を年1回開催する。

2 前項に規定する場合のほか、協会等が必要と認めるときは臨時の委員会を開催することができ、電子メールによるメーリングリストシステムでも可能とする。

3 委員会の定足数は過半数とし、メーリングリストシステムによる委員会の定足数は全数とする。

4 議決を行う必要がある委員会の議事は、委員会に属する委員等で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。メーリングリストシステムによる委員会の議決は委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 審議の内容及び判定の結果は、記録として保存し、原則として公開するものとする。ただし、個人情報等の人権に支障が生じるおそれがある部分については、委員会の決定により非公開とすることができる。

(規程の改廃)

第5条 この規程を改廃する場合は、委員会での審議の上、協会理事会に提案し、出席理事の過半数の承認を得るものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が委員会に諮り決定するものとする。

附則

この規程は、平成25年11月29日から施行する。

■参考

一般社団法人日本筋ジストロフィー協会定款

第8章 委員会

(委員会)

第48条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2. 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。